

令和4年竹田市農業委員会第1回総会議事録

1. 日 時 令和4年1月6日(木) 午後2時15分～午後2時43分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 12名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

12番 釘宮 恒憲

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：衛藤和恵、次長：佐藤俊郎、管理係長：佐藤正子、農地係長：工藤裕崇
農政課職員

農業振興係長：井出 剛

6. 議事

議案第1号 農用地利用集積計画の承認について～農地中間管理事業分	14件
議案第2号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	7件
議案第3号 農用地利用集積計画の承認について	15件
議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	7件
議案第5号 非農地証明について	4件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

議長

ただいまから、令和4年竹田市農業委員会第1回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、1番後藤善徳委員、2番山村徹委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第1号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、3件ありましたので報告します。

なお、1番の案件は、議案第1号農用地利用集積計画の承認に関連し、合意解約するものです。

報告第2号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約、中間管理事業の通知が、1件ありましたので報告します。

報告第3号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、4件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第1号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理事業分）、14件

議案第2号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について、7件

議案第3号農用地利用集積計画の承認について、15件

議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、7件

議案第5号非農地証明について、4件

以上、47件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第1号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第1号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番から5番、7番、8番、10番から14番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。6番・9番の案件は、7年11カ月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

ただいま議案第1号について、担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第1号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第2号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第2号の農用地利用配分計画案は、先程議案第1号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による賃貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第2号の1番、5番、6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「基盤強化法の利用権設定から中間管理事業法賃貸借への移行」です。

議長

ただいま議案第2号について、担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
長野委員。

3番 長野幸生委員

1番、山林が入っているんやけど、山林というのは、

農政課

登記地目は山林なんですが、現況は畑として利用している土地になります。〇〇〇〇はネギを作られている〇〇で、今回大分県が進めていますネギの土地集積の関係で、集積した土地を〇〇〇〇が使うという事です。

3番 長野幸生委員

一応地目が山林でも、畑として利用していればこういうあれに入るんやな。

農政課

はい、集積はしています。

3番 長野幸生委員

はい、わかりました。

議長

ほかに無いですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第2号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

ここで休憩いたします。農政課の井出係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時22分)

議長

再開します。

議長

議案第3号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻・野菜中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2番・3番の借り手は、先ほど営農計画について説明のありました〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

4番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻・野菜中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

5番の借り手は、〇〇〇〇です。1年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。

7番・8番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、野菜中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

9番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

10番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

11番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

12番の借り手も、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。

13番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

14番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

15番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。

全ての案件について、現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

ただいま事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第3号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

最初に、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第4号の1番の案件は、兄弟間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町藤渡字弁当城〇〇〇〇番、田1筆、面積3,793平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、27,227平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

1番後藤善徳委員に、調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第4号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第4号の2番の案件は、兄弟間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町叶野字上叶野〇〇〇〇番外3筆、田3筆、畑1筆、合計面積7,895平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、7,895平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

議案第4号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター・コンバイン・田植機それぞれ1台です。これはリースという形でございますが、親戚、要するに身内から借りるということで報告いただいています。稲作中心の農家で、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第4号の3番の案件は、親子間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字中尾〇〇〇〇番外8筆、田5筆、畑4筆、合計面積18,716平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、32,152平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

議案第4号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター2台・その他ボブキャット1台を所有しており、稲作、畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第4号の4番の案件は新規就農です。先ほど営農計画について説明のありました譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字栢木字神殿〇〇〇〇番外1筆、畑2筆、合計面積4,438平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、4,438平方メートルになり下限面積要件を充たします。

議長

12番釘宮恒憲委員は欠席ですので、事務局に調査報告をお願いします。

事務局

議案第4号の4番について、釘宮委員より確認報告書を預かっていますので読み上げて報告いたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・耕うん機1台を譲り渡し人から借りる予定で、隣接する宅地を購入し、それを機に農業を行う計画で、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第4号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字稼倉〇〇〇〇番、田1筆、面積2,063平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、23,059平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第4号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン共同2台・田植機共同1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第4号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字古殿〇〇〇〇番1外2筆、田3筆、合計面積3,786平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、69,976平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第4号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター2台・コンバイン1台・田植機1台を所有しており、稲作、畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、7番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第4号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯宇山脇〇〇〇〇番、畑1筆、面積1,001平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、4,519平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第4号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台・耕うん機1台を所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

ただいま議案第4号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第4号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定し

ます。

議長

続いて、議案第5号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第5号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、竹田市大字飛田川字古屋〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積188平方メートルです。当該地は、農道が狭く周囲を山林に囲まれた農地であり、平成13年頃から農地として管理できなくなり現況は山林となっています。

始末書が添付されています。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第5号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字玉来字綿内〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積53平方メートルです。当該地は、亡き母が申請し昭和47年2月3日付けで転用許可済みですが、地目変更登記をしていませんでした。現況は宅地の一部となっています。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は宅地の一部となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第5号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市久住町大字栢木字西原〇〇〇〇番、登記地目田1筆、面積1,239平方メートルです。当該地は、周囲が山林に囲まれた農地であり、農地として管理できなくなり現況は原野となっています。

顛末書が添付されています。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われれます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第5号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市直入町大字長湯字浦場〇〇〇〇番、登記地目田1筆、面積1,313平方メートルです。当該地は、亡き父が耕作していましたが、昭和50年頃から農地として管理できなくなりヒノキを植林し、現況は山林となっています。

顛末書が添付されています。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われれます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

ただいま議案第5号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第5号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年竹田市農業委員会第1回総会を閉会いたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

(14時43分)

令和4年1月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....